

# 「地球温暖化対策税」に関する検討 (参考資料)

平成21年11月  
経済産業省

## 1. 民主党マニフェスト(抜粋)

29. 目的を失った自動車関連諸税の暫定税率は廃止する。

ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率は廃止して、2.5兆円の減税を実施する。

将来的には、ガソリン税、軽油引取税は「地球温暖化対策税(仮称)」として一本化、自動車重量税は自動車税として一本化、自動車取得税は消費税との二重課税回避の観点から廃止する。

42. 地球温暖化対策を強力に推進する。

キャップ&トレード方式による実効ある国内排出量取引市場を創設する。

地球温暖化対策税の導入を検討する。その際、地方財政に配慮しつつ、特定の産業に過度に負担にならないように留意した制度設計を行う。

## 2. 我が国の既存エネルギー税制の税収額

平成21年度	国		地方	
		暫定上乘せ分		暫定上乘せ分
石油石炭税 (石油、石炭、天然ガス、LPG)	5,100億円			
揮発油税 (ガソリン)	26,280億円	13,140億円		
地方揮発油税 (ガソリン)			2,812億円	432億円
石油ガス税 (LPG)	130億円		130億円	
電源開発促進税 (電気)	3,510億円			
航空機燃料税 (ジェット燃料)	830億円		151億円	
軽油引取税 (軽油)			9,277億円	4,942億円
(参考)自動車重量税	6,460億円	3,611億円	3,300億円	1,845億円
(参考)自動車取得税			2,533億円	835億円
<b>合計</b>	<b>35,850億円</b> (42,310億円)	<b>13,140億円</b> (16,751億円)	<b>12,370億円</b> (18,203億円)	<b>5,374億円</b> (8,055億円)

注 財務省作成資料より。「合計」における括弧書きの数字は、自動車車体課税を含めた額

### 3. 国際比較 : 国際競争力への悪影響を考慮した減免制度について

日本を含め、製鉄用原料炭や石化用ナフサなどの**原料用は例外なく免税**。

欧州では、窯業(セメント、ガラス等)、金属製造(鉄鋼、アルミ等)、金属加工など、排出量取引(EU-ETS)の対象ともなっている**エネルギー多消費産業については、免税又は大幅な減税**。

		日本	イギリス	ドイツ	デンマーク	スウェーデン	フランス	フランス(参考)
名称		揮発油税 軽油引取税 石油石炭税 電源開発促進税	気候変動課徴金 炭化水素油税	エネルギー税 電気税	エネルギー税 二酸化炭素税	エネルギー税 二酸化炭素税	鉱油・関連製品税 石炭税 天然ガス税 地方電気税	炭素税案(仮称) <sup>5</sup>
課税対象		石油製品、石炭、ガス、電気	石油製品、石炭、ガス、電気	石油製品、石炭、ガス、電気	石油製品、石炭、ガス、電気	石油製品、石炭、ガス、電気	石油製品、石炭、ガス、電気	石油製品、石炭、ガス
産業界に対する減免 <sup>1</sup>	原料用	<b>免税</b>	<b>免税</b>	<b>免税</b>	<b>免税</b>	<b>免税</b>	<b>免税</b>	<b>免税</b>
	輸送用	原則、 <b>減免税なし</b> <sup>2</sup>	航空・船舶・鉄道は <b>免税</b>	航空・船舶は <b>免税</b>	航空・船舶は <b>免税</b>	航空・船舶・鉄道は <b>免税</b>	航空・船舶は <b>免税</b>	国際競争上の配慮
	加熱用その他(電気含む)	原則、 <b>減免税なし</b> <sup>2</sup>	政府協定を遵守している企業(エネルギー多消費産業)は <b>減税</b> <sup>3</sup>	エネルギー多消費産業に対する <b>減免税あり</b>	政府協定を遵守している企業は <b>還付</b> <sup>4</sup>	エネルギー多消費産業に対する <b>減免税あり</b> 排出量取引(EU-ETS)に参加している企業はさらに <b>還付</b> <sup>4</sup>	エネルギー多消費産業に対する <b>免税あり</b>	排出量取引(EU-ETS)に参加している企業は <b>免税</b>

1 EU最低税率指令で各燃料ごとに最低税率が定められているが、エネルギー多消費産業に対して、手厚い優遇規程がある。

2 石油石炭税において、沖縄発電用の石炭、農林漁業のA重油は免税。

3 イギリスにおいて、政府協定を遵守している企業への減税は気候変動課徴金が対象。

4 デンマーク、スウェーデンは、排出量取引(EU-ETS)参加企業に対して免税となるようEU最低税率指令の改定を欧州委員会に申請中。

5 フランスでは、炭素税(taxe carbone)について、2010年の導入を目指している。

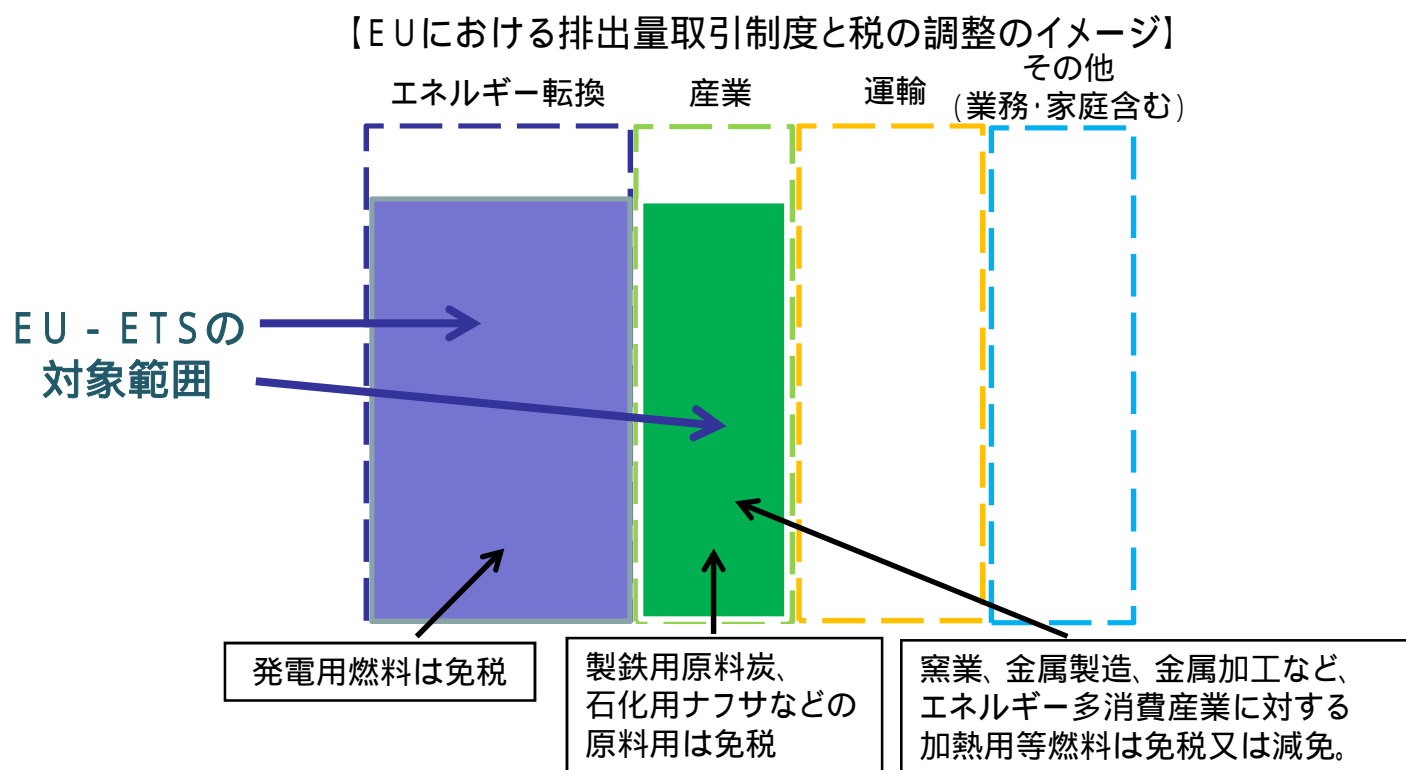
## 4. 国際比較 : 排出量取引制度との関係について (EU-ETSの例)

欧州排出量取引制度 (EU-ETS) は、エネルギー転換、鉄鋼、セメント、製紙等のエネルギー多消費産業が主な対象。(運輸(航空除く)、民生(業務・家庭)部門は対象外)。

EU各国では、国際競争力確保等の観点から、エネルギー多消費産業に対するエネルギー・環境税の免税又は減税を実施。

結果的に、排出量取引 (EU-ETS) に参加している場合、エネルギー・環境税はほとんど課税されていない。

さらに、北欧諸国は、より明示的に排出量取引 (EU-ETS) 参加企業の免税を指向。

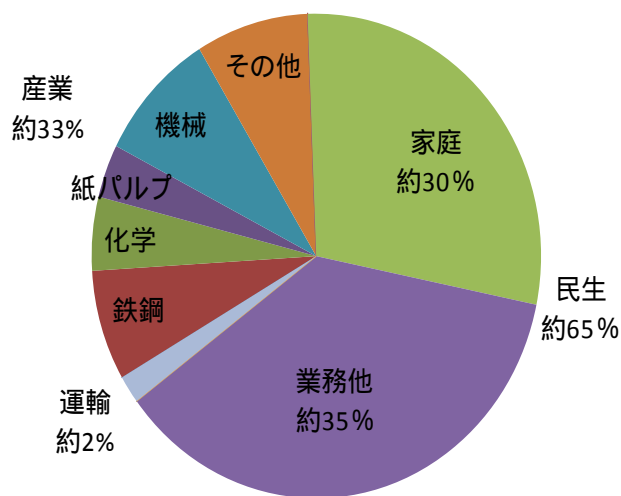


## 5. 固定価格買取制度との関係

11月1日より買取りを開始した固定価格買取制度(太陽光・余剰電力のみ)については、家庭・産業等の電力ユーザーの幅広い負担で支えられている。

現在検討を進めている再生可能エネルギーの全量買取制度が導入された場合には、電力ユーザーの負担は更に拡大する見込み。「地球温暖化対策税」について、買取制度の検討を踏まえる必要。

< 我が国の電力消費の分野別内訳 >



(出典)総合エネルギー統計(2007年度実績数値)

< 現行の太陽光発電買取制度による電力需要家負担(試算) >

		初年度	5~10年目
買取総額(円/年)		約800億~900億	約1,800億~3,000億
kWh当たり負担額(円/kWh)		約0.1	約0.15~0.30
家庭	標準家庭負担額(円/月)	<b>約30</b>	<b>約50~100</b>
	標準家庭消費電力(kWh/月)	260~300	260~300
産業	産業界全体の負担額(円/月)	<b>約30億</b>	<b>約45億~90億</b>
	うち、大口需要産業負担額(円/月)	約23.5億	約35.0~70.0億
	- 例) 機械	約6.0億	約9.0~18.0億
	- 例) 鉄鋼	約3.0億	約4.5~9.0億
	- 例) 化学	約2.5億	約3.8~7.5億
	産業界全体の消費電力(kWh/月)	約300億	約300億

(出典)総合資源エネルギー調査会 買取制度小委員会資料

## 6. 経済産業省・平成22年度税制改正要望

(制度名)

「地球温暖化対策税」に関する検討

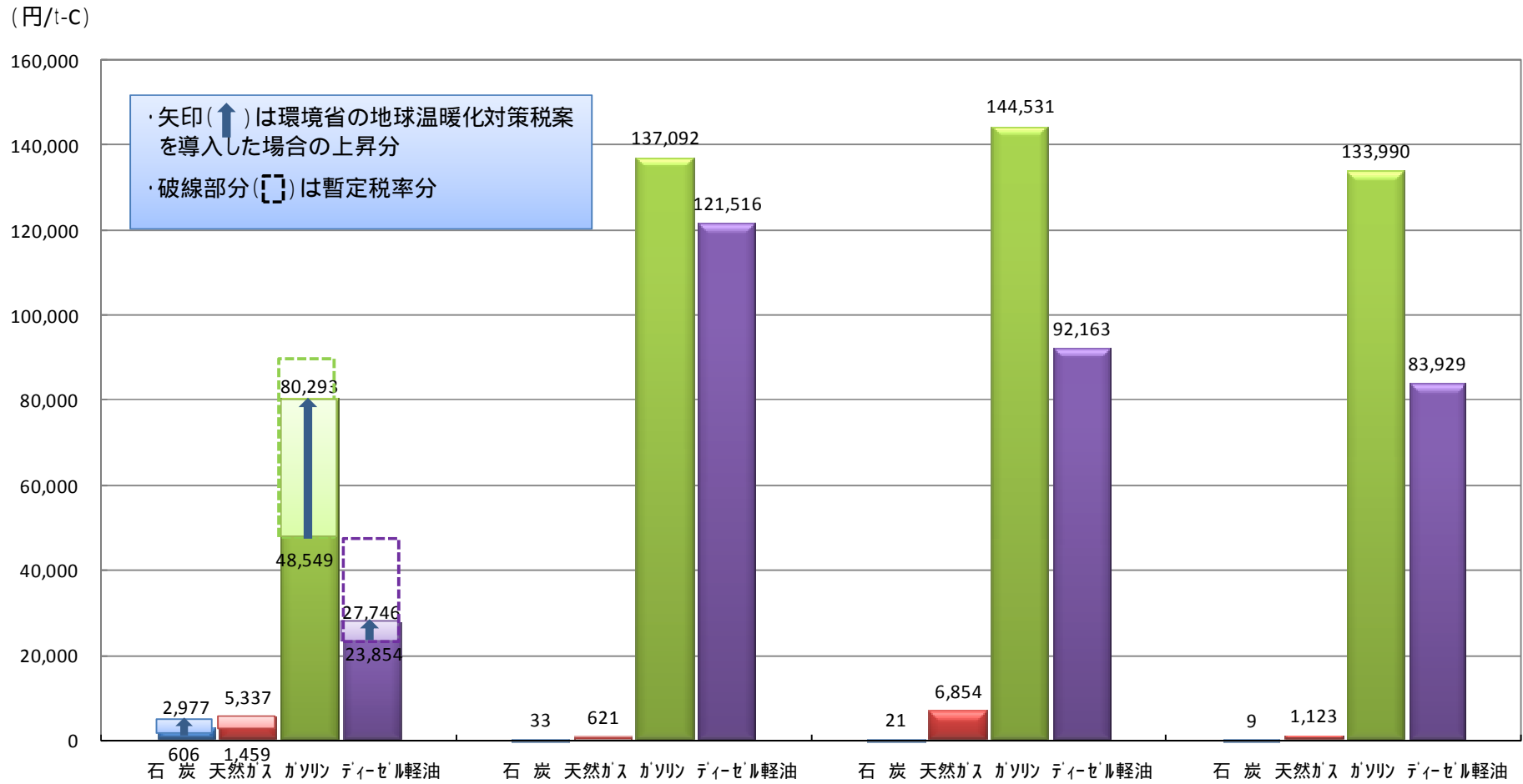
(要望内容)

政府においては、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年に、温室効果ガスを、1990年比で25%削減するとの目標を掲げており、この目標達成に資する税制のあり方について検討する必要がある。

具体的には、地球温暖化問題を巡る国際交渉や今後発生する追加的な財政需要をにらみつつ、負担能力、国際競争力への影響、化石燃料の炭素排出量、簡素な税制・徴税コストの最小化等の観点から運輸、産業、民生各部門に適した税制について検討を行う。

特に、産業・民生部門に対する課税のあり方については、排出量取引制度と一体的に検討する必要があるほか、固定価格買取制度等の他の施策との関係を踏まえ、全体としての対策の整合性を図りつつ、検討する必要がある。

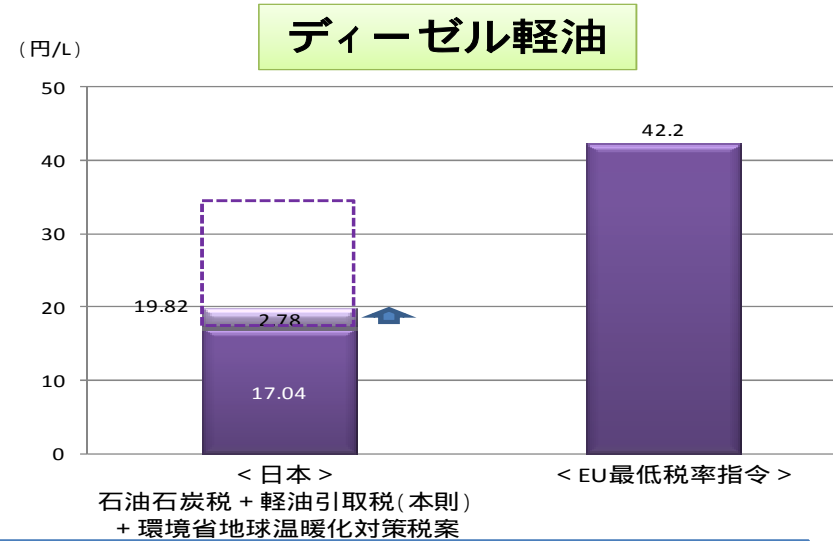
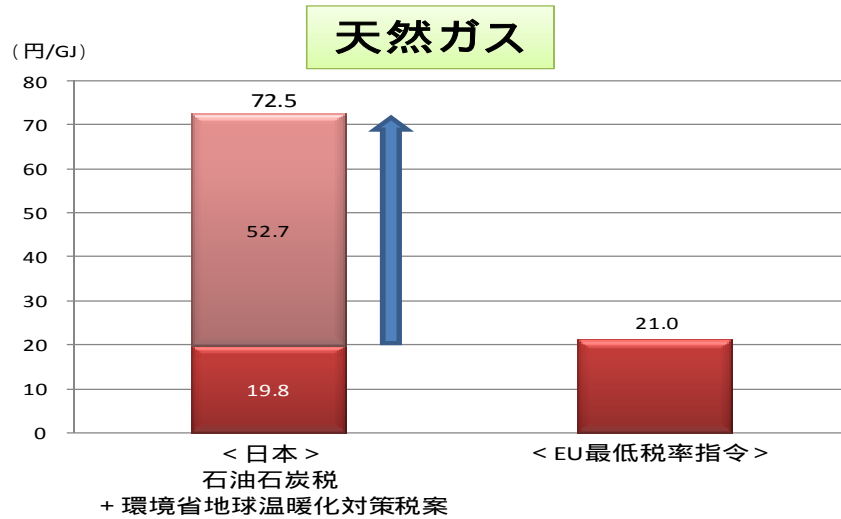
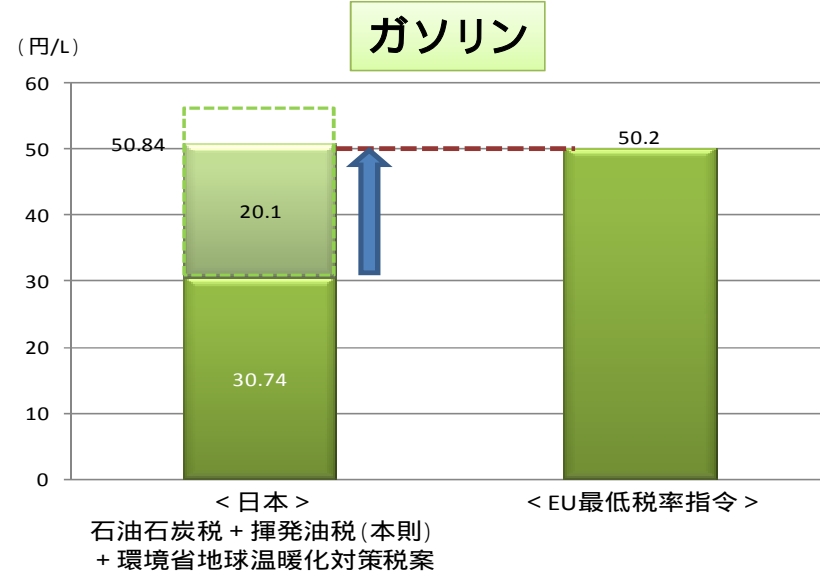
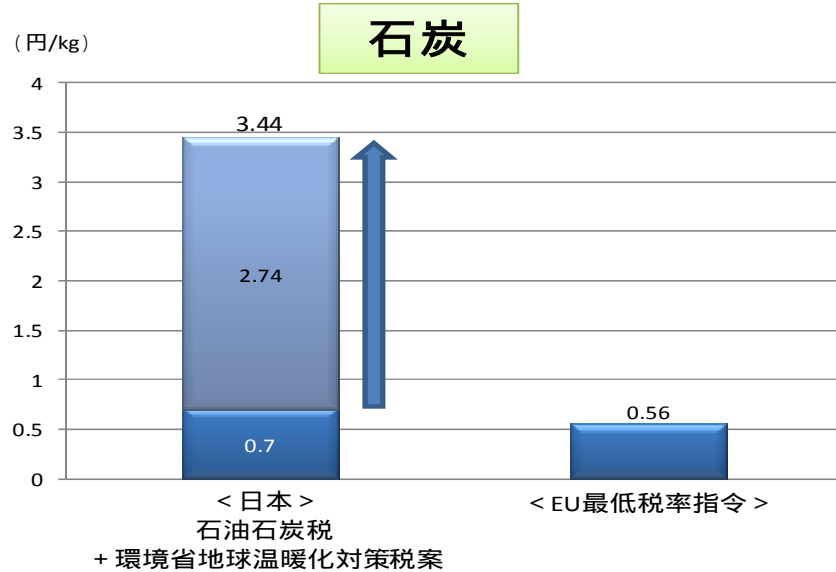
# 国際比較 燃料種ごとの実効税率について



- 1 為替レート(2008年4月から2009年10月までの為替レートの平均値、Bloomberg) : EUR: 139.85円、GBP: 165.72円
- 2 実効税率とは、実際の税収額をもとに、燃料消費量全体に課税したと仮定した場合の税率。
- 3 日本の軽油についての個別の課税については、環境省の地球温暖化対策税案で、政府の税制調査会において別途ガソリンに準じて検討が必要とされている。
- 4 フランスのディーゼル軽油は、商業大型トラックに対する還付制度(428.4€/kl→391.9€/kl)があるが、統計データがないため基本税率で整理している。



**(参考2) 環境省の地球温暖化対策税案とEU最低税率指令との比較**



・矢印(↑)は環境省の地球温暖化対策税案を導入した場合の上昇分  
 ・破線部分(□)は暫定税率分

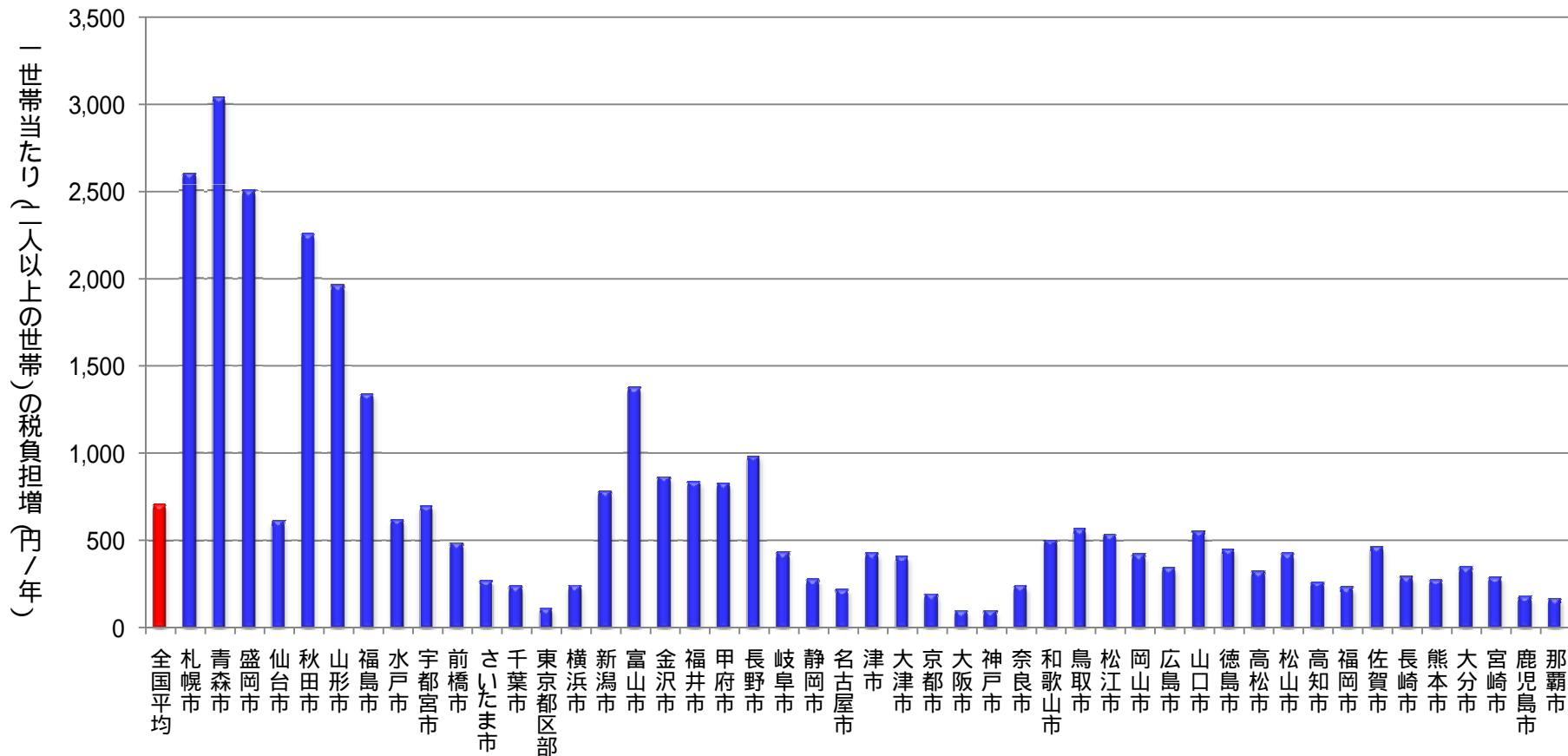
- 1 為替レート(2008年4月から2009年10月までの為替レートの平均値、Bloomberg): EUR: 139.85円、GBP: 165.72円
- 2 石炭及び天然ガスのEU最低税率指令は、産業用の税率。
- 3 日本の軽油についての個別の課税については、環境省の地球温暖化対策税案では、政府の税制調査会において別途ガソリンに準じて検討が必要とされている。

(参考3) 灯油課税の地域別格差

灯油の消費量は地域間で格差があり、特に寒冷地である北海道・東北・北陸地域の消費量が大きい。

このため、化石燃料課税による税負担が大きくなれば、地域間の税負担格差も拡大。増加幅が最大の青森市(3,039円)と最小の大阪市・神戸市(93円)で30倍以上の格差。

環境省「地球温暖化対策税の具体案」に基づく灯油増税の影響(年間世帯当たり増税額<県庁所在地別>)



(参考4) 自動車保有世帯と自動車非保有世帯の税負担格差

環境省が発表した「世帯当たり直接の税負担額の変化」に基づき、  
・自動車の保有世帯と、  
・自動車を保有しない世帯  
の年間税負担額の変化を比較。

< 自動車の保有世帯 >

	年間税負担額の増減
灯油	+ 575円
LPG	+ 254円
都市ガス	+ 451円
電力	+ 2,880円
ガソリン	3,891円
軽油	+ 100円
合計	<b>+ 369円</b>

< 自動車を保有しない世帯 >

	年間税負担額の増減
灯油	+ 575円
LPG	+ 254円
都市ガス	+ 451円
電力	+ 2,880円
ガソリン	0円
軽油	0円
合計	<b>+ 4,160円</b>

(注)日本自動車工業会「平成19年度乗用車市場動向調査」に基づき、全世帯(単身世帯を含む)の自動車保有世帯の割合を8割と推計。